

# 平成27年第1回 七飯町総合教育会議議事録

平成27年 4月24日 開会  
平成27年 4月24日 閉会

七飯町総務部総務財政課  
七飯町教育委員会学校教育課

## 平成27年第1回七飯町総合教育会議

平成27年 4月24日（金曜日）午後3時00開会

---

### ○議事

#### 報告事項

- (1) 新教育委員会制度と総合教育会議について

#### 協議・調整事項

- (1) 七飯町総合教育会議の運営について  
(2) 七飯町教育大綱の策定について  
(3) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等について

---

### ○出席委員（6名）

町長	中宮安一	教育委員長	鈴木清二
教育委員	山川俊郎	教育委員	高橋拓子
教育委員	関口文雄	教育長	與田敏樹

---

### ○欠席委員（0名）

---

### ○本会議の書記・説明員

事務局	北村到	(総務部長)
事務局・説明員	青山芳弘	(総務部総務財政課長)
説明員	松本亨	(教育委員会学校教育課長)
説明員	伍楼栄子	(教育委員会学校教育課庶務係長)

---

### ○会議運営要項第9条の規定により指名された議事録署名委員

教育委員長 鈴木清二

午後3時00分 開会

---

## 開会

---

### ●事務局（総務部長）

それでは、定刻となりましたので平成27年第1回の七飯町総合教育会議を開会いたします。

私は、総務部長の北村と申します。よろしく願いいたします。失礼ながら着席させていただきます、進行させていただきます。

傍聴者の方、ホームページで10名募集いたしましたけれど、今回はいらっしやらなかったみたいで、原則、公開ということで、今後、傍聴者がいることもあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会議終了後には議事録を作成し、公表することに努めなければならないことから、この会議を招集いたしました町長と、この会議で指名いたしました署名委員の署名をいただいたのち、公表することにしたいと思います。

今回は、1回目ということで鈴木教育委員長に署名委員をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

それでは、鈴木教育委員長に署名委員をお願いいたします。

続いて、次第の2番、町長から開催のご挨拶をお願いいたします。

### ●町長

皆さん、こんにちは。桜の開花についての報道があり、去年より11日早い開花であり、観測史上2番目の早さだということでもあります。

一つ心配されるのが、桜が咲きだしたら

山火事に注意しなさいと。山火事時期になるんですね。空気が乾燥するというか、今日も林野火災予消防対策協議会を開催させていただきましたけれど。

二つ目、七飯町では野火が1件ありまして、もうちょっとで林野火災になるかという、大変きわどいところではありましたが、去年は特に4月の降雨量が1か月で3ミリしか降らない、非常に乾燥した年だったんでないかなあと感じておりましたけれども、いずれにしても大変良い季節を迎えたところであります。

さて、本年4月1日で施行されました新しい地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、本日、七飯町総合教育会議を発足させます。

鈴木清二委員長はじめ、教育委員の皆様方には日頃より七飯町の教育行政の推進にご尽力を賜り、素晴らしい教育行政が施されておりますことに心より敬意を表するとともに、感謝申し上げます。そういう意味では、私は現状に満足しているところですが、我が国は法治国家であり、いやすくも地方自治体である私どもは法令を順守する立場でありますので、会議発足に対するご理解を賜りたいと存じます。

併せて、この度の法令改正は教育委員会との今まで以上のコミュニケーションをとるための、絶好の機会と捉えるとともに、この総合教育会議を実質的な機能をさせる場としてまいりたいと考えております。

また、この総合教育会議は、世の中の一部から批判をされている部分があります。それは今回の法改正は、首長の教育に対する政治的介入だと言われることがあります。

私は、それは全くないことと思っております。

ます。なぜなら、今回の法改正では権限を変えていないからであります。教育委員会の権限は教育委員会のまま、そして町長の権限は町長の権限のままでありますから、今までの権限しかない町長が、いかに権限を振りかざして教育への政治介入をすること、できる訳がないということでもあります。

従って、引き続き私は教育委員会との十分な協議・調整をしながら予算を編成執行し、教育環境を整えて行くことが町長の責務であり、そして教育の実践は教育委員会の権限であり責務であると捉えております。

更に、今盛んに言われております人口減少問題に対応すべく有効な政策の一つとして、子育てについては私どもで立案しますが、実施するに当たりどうしても教育委員会のお力添えが必要であります。そのためには、町長部局と教育委員会との今まで以上の連携が必要不可欠でありますので、前段で申し上げましたとおり、コミュニケーションをしっかりと取るための、何よりも七飯町の子どもたちの健やかなる成長のための、七飯町総合教育会議として頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

#### ●事務局（総務部長）

ありがとうございました。

続きまし、本日は第1回目でございますので、教育委員会 鈴木委員長、山川委員、高橋委員、関口委員、教育長であります與田委員から、総合教育会議への期待や役割など、それぞれご意見等頂戴いただければと思います。着席のままで結構ですので、最初、鈴木委員長お願いします。

#### ●委員（鈴木委員長）

初めての会議ですので、こういった中身で話し合われるのかなあとということで、ちょっと想像つかなかったんですけども総合教育会議それから町長さんの方から出されるいわゆる大綱ですね、こういったものを考えた時に、既に策定されている基本計画、こういったものとどんな関係を取っていくのかなあとということ、きちんと考えないと複雑なものになってしまうのではと思ってました。

大綱の方があまりにも、具体性を帯びてしまうと、いわゆる教育振興基本計画に載っている内容と、内容的に重なってくれば良いんですけども、別個の内容が出てきた場合に、結局2本立てになってしまってどちらに沿った、何というでしょ、実施をしていけば良いのかなあとということが、迷いとして出てくるのではないかなあと思うんですね。

特に、家庭あるいは学校、こういったところでは何かの手がかりを求めながら、教育の実施をしておりますので、これまでであれば教育振興基本計画が一番近い手がかりで、法的には学習指導要領が直近の手がかりですから、そういったものに基づいて学校教育を実施していくということで、これについてはそういう考え方を基にして家庭にもお知らせをして、協力を求めるところがあれば協力をしてもらっていたと思っていますので、その辺ですね、この後柱として何本かになってしまうということは避けた方が良いかなあと、そうすると、今回の法改正によって大綱が出てくるとなれば、大綱が教育振興基本計画の繋がりとして上にくるのか、下にくるのか、横にくるのか、こういった事を考えておかなければいけな

いかなあと思います。

私は、多分、上になるだろうと思うんですよ。教育振興基本計画が、国の教育振興基本計画もありましたね、道にもあって、それを参酌して七飯町の教育振興基本計画が策定されてますから、そういう縦の系列の中で大綱が出てくるとなれば、大綱もやっぱり教育振興基本計画の上にくるのではないかなあと思います。

その辺、自分としてはそう思っているんですけども、果たしてそういう捉え方で良いのかどうなのか、よく分らないまま今しゃべっておりますから、一つ、私の迷いを整理していただいて、教えていただければありがたいなあと思っております。

一つですね、3ページ、4ページを見ますとぼーんと、中身的なものが出てきておりますね。ただ、この会議も大綱も、町長さんが首長として責任ある立場として出してくる形になってくると思いますので、町長さんが日頃町民に向かって挨拶等としてお話しをする中に、それが何も取り立てて身構えなくてもずっと、町長さんの考え方として誰でも受け止められる中身があるので、その辺を紹介していきたいなあと思います。

一つには、「町づくりは人づくりから」という発言を何度かされたのを私は聞いている。そのとおりだなあと思うんですよ。そして、子育てだったのか、子どもの健全育成だったのか、ちょっとその辺どちらだったか整理つかないんですが、「子どもには家庭で教え、学校で鍛え、そして地域で育てる。」これが基本ではなからうかと、そういう示唆もいただいたりしております。そう考えると家庭、学校、地域というのは、

それぞれがばらばらで無くて相互に連携し合いながらそれぞれが持っている機能を有機的に果たしていくことが大切ではないかなあというふうに思います。

それによって、何を目的とし子育てをしていかなければいけないのか、これは子育て支援ということになるかもしれませんが、人格の完成を目指すものであって、平和的で民主的な国民が社会の形成にあたって必要な資質能力を備えた心身豊かな、そして、健康な国民の育成を期してやっていく、教育基本法に精神に帰結していくのではと思うんです。

ですから、町長さんの日頃おっしゃっている教育に係わるそういったお話でよく私たちが耳にするようなそういったお話をきちんと出していった具体的なものに繋げてまとめていけば大綱としても形が整うのではないかと、しかも、あまり身構えなくてもずっとそういうふうに取り組んで、組み立てていけるのではないかと思っております。とりあえず、以上です。

#### ●事務局（総務部長）

鈴木委員長、ありがとうございます。

続きまして、山川委員をお願いします。

#### ●委員（山川委員）

この会議がどういったものであるかは、はっきりと分らないところもあるのですが、どういう組織にしろ、会議にしろ、我々が目指すべきは、町内の子どもたちが等しく教育が受けられるというか、きちんとした教育が受けられるような下支えをしていくこととか、或いは住民の皆さんがそういう機会が均等に持てるということを最低条件として、創り上げていくべき役割なんだなあ、それがメインになるのではないかと。

その上で私が日頃感じていることとしては、町長さんも加わった中で七飯らしさとは何か、一方では教育を受けてもらうための皆さんの最低条件を、必須条件を最低整えていく、その上で更に素晴らしい教育がほどこされるというのが必要なことだと思う。それと併せて、この地域らしさとか、七飯らしさのある教育というものがもっとあればいいといつも思っている。

具体的にはどういうことかと言うと、七飯町はせっかく国際交流の発祥の町として、全国にも知られた町でありますし、実際問題、姉妹町でありますコンコードとの交流ですとか、夏は特に多いんですが海外の留学生が滞在して子どもたちがそういう人達と交流するというか、日常的に行われる町なのに、使える言語というか、今、文科省の方では低学年から言葉を学ぶ機会を設けることになっているようですが、それより先んじる早い形で七飯はやってきてもよかったのになあという気もするんですね。こういう恵まれた環境なのに。

だから、七飯らしさとは、一連だけではなく、いろんなことがあると思うんです。そういったものを組み込んだ教育で、さすが七飯で育った子は違うなあと言われるくらいの風格があったらなお素晴らしいなあと、日常的には考えております。以上です。

#### ●事務局（総務部長）

山川委員、ありがとうございます。

続きまして、高橋委員お願いします。

#### ●委員（高橋委員）

私は保護者なものですから、特に学校教育の関係になりますが、子どもたちが楽しくて安心して安全な学校に通えるような環境をつくっていきけるように私たちも努力して

いかなければならないと思う。そして、保護者も学校を信頼して子どもたちを預けて、教育をしていかなければならないし、町と教育委員会が調整しながら連携していくことが必要だと思います。

何か事件が起きた時に、都道府県だとか市町村だとか教育委員会の連携不足がメディアで取り上げられるのが、影響として大きいものがありますから七飯町はそういうことは無いんだ、町も教育委員会も一緒になって子どもたちを守り抜くんだという方向性を町民に見せていただけたら良いなあと思います。

そして、こんなに子どもたちが、七飯で育って良かったんだと、大きくなってから言えるような町づくり、教育づくりに繋がっていただければと思います。以上です。

#### ●事務局（総務部長）

高橋委員、ありがとうございます。

続きまして、関口委員お願いします。

#### ●委員（関口委員）

膨大な資料をいただき、ありがとうございます。読んで理解する部分はあるんですけども、実際にはじめて、今日、会議があるわけですから、何が普通の会議と違うかという町長さんがおられること、法の改正で市町村との連携ということで、先ほど町長さんのお話にもありましたが、何が変わるかという大きくは変わらないんですけども、今後教育大綱を町長さんが提示して協議するだとか、絶対無いとは言えないですけども、無いように願っている危機管理の児童生徒の件、この会議だけはやりたくないが、これも日頃からの学校との連携によって出来るだけ回避出来るのではないかと考えております。

町づくりということなんですけれども、一番皆さんも気にしていることで、再三、総務省が発表した人口動向ですね、平成40年になりますと、まだ七飯町は半分くらいですけれども、無くなってしまう町村が出てきてしまったり、特に児童数については29歳から40歳までの女性が、七飯町も半減するということですね、従って簡単に言うと、余程子どもを育てるような環境が整えば児童数は人数に応じ比例しないだろうけれども、今のままであれば児童数は完全に半分になってしまう。

大中山小学校、七重小学校、給食センターなど、児童数が半分になってしまえば施設がもったいない気がしますけれども、これは日本のどこでもの課題なので、町長さんや各自治体でこれからいろいろな計画案、七飯町の計画案も提出しなければならないと思いますので、後は、少しでも歯止めになってくれるのではないかと。

この会議で、町長さんと教育について語れるということですね、そういうことで町長部局と教育委員会の連携が大事になってくるでしょうけれども、その中の我々委員として入らせていただいているいろいろな議論が出来るということで、今までとちょっと緊張して今日の会議に臨んでおります。

皆さんもそうではないかなあとと思いますけれども、これが皆さんがおっしゃったように、町の児童生徒が健全に育つというその点、そのために各学校と教育委員会と町長部局と、地域の方々もおりますが、オール七飯でいろいろな、大きな教育問題が関わってくるかもしれませんけれども、知恵を絞り合って、解決していきたいと、その一人になりたいと思っておりますので、よ

ろしくお願いします。

●事務局（総務部長）

関口委員、ありがとうございます。

続きまして、與田教育長お願いします。

●委員（與田教育長）

今まで、委員さん方が発言した内容につきます。

簡単に申し上げますと、制度上の問題とし今まで教育委員の皆さん方が、町長に対して法令に基づいた機関としての会議の中で意見を述べる場所が無かったということです。いろいろな会合、会議等で町長に会った時に委員としての個人的な見解意見を述べるということはできても、正式な機関会議の中で意見を述べるということが無かった、そういう意味では総合教育会議というのが、どうも受け身で捉えると行政の教育委員会に対する介入ということが言われておりますが、積極的な意味で捉えれば機関会議の中で教育委員の皆さん方が正規に町長にもものを申すことが出来るという意味では、教育委員会としてこの会議を積極的に活用して地域のため、子どもたちのために教育行政の推進を図るという立場で臨んでいただければ、この会議をより一層発展をするのではないかとというふうに思いますので、そういう形で自身も対応していきたいということでございます。以上です。

●事務局（総務部長）

教育委員の皆様、ありがとうございます。

---

議事

---

●事務局（総務部長）

教育長からもざっくばらんな意見を、直接町長の方にお話し出来る場が出来たとい

うことで、そうことで会議は、あまり形式にとらわれず、自由発言による委員間協議が基本でございますので、活発な協議をお願いいたします。

それでは、会議が円滑かつ効果的に運営できるよう、庶務的な進行は事務局でさせていただきますと思いますので、よろしくをお願いします。

次第のとおり、本日の議題は、報告事項一点目は、新教育委員会制度と総合教育会議について、協議・調整事項一つ目は、七飯町総合教育会議の運営について、(2)が七飯町教育大綱の策定について、(3)が公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等についての4件でございます。

---

## 報告事項

### (1) 新教育委員会制度と総合教育会議について

---

#### ●事務局（総務部長）

それでは、さっそく報告事項(1)のですね、新教育委員会制度と総合教育会議について、入りたいと思います。

説明の方は、総務財政課長の方でお願いします。

#### ●説明員（総務財政課長）

総務財政課長の青山と申します。よろしくをお願いします。以後、着席のまま、説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

会議開催案内に同封しておりました資料のうち、右上に1と表示してあります資料をご覧ください。

教育委員さんにおかれましては、教育委員会より既にご説明されているかは存じ

ますが、簡単にご説明させていただきます。

#### 教育委員会制度の改革について

趣旨でございますが、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保プラス、①として教育行政における責任の明確化、②として迅速な危機管理体制の構築、③として首長との連携強化など、教育の中立性となっております。

首長から独立した権限、合議制により個人の価値判断に左右されない、委員の同一政党所属数の制限、教育長・委員の政治活動を制限などとなっております。

概要につきましては、教育長は教育委員長と一本化、常勤の特別職。首長は議会同意を得て、教育長を任命・罷免。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表。任期は教育長3年、教育委員4年。

ポイントですが、改正前における教育長は、施行日以降、委員としての任期に限り教育長として在職可（経過措置）。

新制度の教育長就任にあたり、教育委員長はその任期が終了。（委員の任期は継続）

新制度の教育長任命に必要な行為を施行日前に実施可。これについては、うちの場合は実施しておりません。

新制度の教育長が欠ける場合、あらかじめ指名された非常勤の教育委員がその職務を実施。

右手の図は、現行制度と改正後の制度について示したものでございます。改正前は委員の協議により委員長及び教育長を任命しておりましたが、改正後においては、首長が教育長として議会の同意を得て任命し、教育委員会の代表者となります。

次のページですが、総合教育会議の設置、大綱の策定につきましては、首長は、総合



教育会議を設置（規則等による設置）。

会議は、首長が召集し、首長・教育委員会で構成。事務局については市長部局または教育委員会事務局。

首長は、会議において、協議を行い、教育振興にかかる基本的な方針（大綱）を策定（国の基本的方針を参酌）。

重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき施策について協議・調整。

総合教育会議において首長の職務権限及び教育委員会の職務権限については変更がありません。

その下の、大綱の策定については、大綱はあくまで基本的な方針（具体的な事業は除く）。

子育て支援等についての記載は、首長の判断となっております。

協議・調整については、予算措置を伴う、重要な教育施策の方向性。例として、学校の統廃合、学力向上等に向けた教員の加配などの進め方。

児童、生徒等の生命・身体に被害が生じ、そのおそれがあると見込まれるなどの緊急事態への対処。いじめの重大事態については、別法で調査機関を設置するものであるが、予算措置等で協議可。

教科書、教育課程編成、人事は対象外。

右側になりますが、市長と書いてありますが、首長・教育長においては、総合教育会議の結果を尊重しなければなりません。

ポイントにつきましては、割愛させていただきます。

続いて、2番の資料をご覧ください。文部科学省担当局長からの通知であり、今説明した概要を詳しくした内容となっております。

個々の説明については、割愛させていただきますが、この資料の14ページをご覧ください。下の④施行日以後、新たに任命する委員の任期とあります。

教育委員会の委員については、制度創設時に、最初に任命される委員の任期は、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とする特例が設けられおり、原則として教育委員会の委員は一斉に交代しない仕組みとなっている。

新制度においても教育行政の継続性・安定性を確保する観点からは、任期が異なる教育長を除き、4年の任期である委員が、なるべく毎年一人ずつとなるように異なる年に交代することが必要であるが、旧教育長が委員でなくなることにより、ある年には交代する委員がいないが、ある年には2人の委員が交代するという場合も想定される。このため、施行の日から4年間に、一部の委員を4年より短い任期で任命することにより、各委員がなるべく異なる年に交代するよう調整する必要があること。と書かれております。

今回の改正法附則第4条に、新たに任命される委員の任期の特例の規定が設けられており、施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする。となっております。

このことを七飯町教育委員の現在の状況に当てはめて報告いたしますと、鈴木委員長は、平成27年10月8日から委員長ではなく教育委員として平成29年9月30

日までの任期となります。

関口委員の任期は、平成30年9月30日までとなっております。

山川委員と高橋委員の任期は、平成28年9月30日となっております、まさに先ほどの規定が指摘している偏った年に該当いたします。

よって、お二人の任期満了に伴う教育委員の議会への任命についての議案の際は、任期について一人は3年、満了日は平成31年9月30日、もう一人は4年、満了日は平成32年9月30日とさせていただき、4人の委員の任期満了が重ならないようにしなければなりませんことを、ご理解願います。その他の部分はのちほど、一読いただければと思います。

続いて、3番の資料につきましては、今回の改正に係るQ&Aであります。重点的なところだけ説明申し上げます。

1ページのQ4をご覧ください。

総合教育会議の設置に関わって条例の制定が必要かにつきましては、総合教育会議については、法律でその設置、構成員等を規定していることから、設置等についての条例の制定までは必要ありません。また、会議の運営に必要な事項については、法律により総合教育会議で定めるとされております。

なお、文部科学省通知では、総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関には当たらないとされております。

続いて、2ページご覧いただきます。Q6をご覧ください。

総合教育会議の事務局は、首長部局に置

かなければならないのかにつきましては、文部科学省によると、総合教育会議の運営等の事務を行う事務局については、法律により、首長が総合教育会議を設置し、召集するとされていることを鑑み、原則として首長部局に置くこととなりますが、地方自治法の規定に基づき、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させることは可能であるとされています。

続いて、Q7をご覧ください。

総合教育会議は、年に何回開催するものかにつきましては、総合教育会議は、首長又は教育委員会が協議したい事項ができた時や緊急事態が生じた時に開催されるものであり、法律では開催回数のはなく、各市町村の首長と教育委員会によって決められることとなります。

なお、大綱の策定年度については、一般的には、通常の年度より開催回数が増えるものと考えます。

続いて、3ページご覧いただきます。Qの9をご覧ください。

法律で総合教育会議を開くとされる「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合」とは、どのような場合かにつきましては、文部科学省通知によると、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、

- ・いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

が考えられるとのことです。

また、「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、

- ・災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
  - ・災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
  - ・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある場合
  - ・いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合
- が考えられるとのことです。

なお、以上のような緊急の場合は、いつ何時発生するか分からないものですので、平成27年4月以降、速やかに対応できるための事前準備が必要です。

続いて、4ページのQ12をご覧ください

教育基本法において地方公共団体が定めるとされる教育振興基本計画と大綱の関係は、どのようになっているのかにつきましては、地方公共団体が定める教育振興基本計画とは、教育基本法第17条第2項により、国の教育振興基本計画を参酌して定める当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画のことです。

一方、今回の法律改正により新たに規定された大綱とは、国の教育振興基本計画の

「基本的な方針」を参酌して定める当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や根本となる方針のことであり、大綱においては、詳細な施策の策定までは義務付けるものではありません。

なお、文部科学省通知では、地方公共団体において、教育振興基本計画を策定している場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられていることから、首長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとされております。

次に、4番及び5番の資料につきましては、今回の法律改正に伴い、教育委員長及び教育長が関係する条例を、3月に開催されました平成27年第1回七飯町議会定例会で一部改正したものでございます。

5番の議案関係資料の新旧対照表をご覧ください。資料4と印字されております18ページになりますが、七飯町職員の倫理の保持等に関する条例新旧対照表で、第2条第1号中（教育長を除く。）を削る。

続いて、その下の七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表で、19ページになりますが、別表2の項、教育委員会 委員長 年額429,000円を削る。

続いて、七飯町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表で、第1条に次の1号を加える。第3号 教育委員会の教育長（以下、「教育長」という。）

附則第3項の表、20ページになります

が、教育長 589,500円。

別表第1に次のように加える。教育長 645,000円。

別表第2の1の表、2の表及び3の表中「副町長」の次に「及び教育長」を加える。

これは、議会の方に教育長を直接任命するということから特別職となりますので、従来の教育行政一般職から変わることからであります。

続いて、21ページの中段になりますが、七飯町教育委員会教育長の給料及び勤務時間等に関する条例新旧対照表で、題名を七飯町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例、勤務時間等に関する条例に改めます。趣旨、職務に専念する義務の免除、勤務時間等は記載のとおり改めるものでございます。

この一部改正の施行年月日は、平成27年4月1日となっておりますが、経過措置として、現教育長の任期中、平成27年10月7日までは、改正前の条例の適応となりますので、教育委員長は教育委員長として、非常勤特別職となります。

その後につきましては、教育委員として任期まで在職していただきます。

同封いたしました資料名簿の8番から12番は、国の第2期 教育振興基本計画概要版及びその計画書、北海道教育推進計画（改訂版）概要及びその計画書、七飯町教育振興基本計画におきましては、参考としていただきたく提供させていただいており、すでに周知されている計画書等となっておりますが、再度、送付させていただきました。

以上、一部割愛させていただきましたが、報告事項の説明を終わります。よろしくお

願いいたします。

#### ●事務局（総務部長）

それでは、報告事項ということで委員会制度と総合教育会議について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等があればお願いいたします。

前に教育委員会議で説明があったんですか、何かございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、続きまして、協議・調整事項（1）七飯町総合教育会議運営について、に入りたいと思います。説明をお願いします。

---

#### 協議・調整事項

##### （1）七飯町総合教育会議の運営について

---

#### ●説明員（総務財政課長）

総合教育会議の設置につきましては、法第1条の4に規定されておりますが、会議の運営につきましては、同条の第9項の規定に、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。となっております。

そこで、6番の資料七飯町総合教育会議運営要項（案）をご覧ください。

第1条につきましては、趣旨についての規定でございます。改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、会議の運営等につきまして、定めるとさせていただきます。

第2条については、所掌事務についての規定でございます。改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されておりますが、要項に明確にするものであります。

第3条につきましては、構成員の規定でございます。第2条同様に改正法で規定されておりますが、要項で明確にするものであります。

第4条につきましては、会議の規定でございます。会議の招集は町長が行うこと、また教育委員会からその権限に属する事務について、町長に会議の招集を求めることができる」と規定されており、その手法について定めるものであります。

第5条につきましては、会議の定足数についての規定でございます。これは教育委員会会議に準じて規定しております。

第6条につきましては、関係者の意見聴取についての規定でございます。法律の関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項について意見を聴くことができる」とありますので、このことにつきまして、要項に明確にするものであります。

第7条につきましては、会議の公開等についての規定でございます。法律に会議は公開することができる」とありますが、ただし個人の秘密を保つため必要があるとき、会議の公正が害されるおそれがあるとき、その他公益上必要があるとみとめられるときは、この限りではない」と規定されておりますけれども、これらのことにつきまして、要項に明確にするものです。

また、傍聴人の定員や決定、傍聴人の守るべき事項やその他傍聴に関して必要な事項につきまして、要項で明確にするものでございます。

第8条につきましては、議事録に関する規定でございます。法律に首長は総合教育会議の終了後、遅滞なく総合教育会議の定めるところにより、議事録を作成し、これ

を公表するよう努めなければならないと規定されておりますけれども、これらのことにつきまして要項で明確にするものであります。

第9条につきましては、議事録の署名に関する規定でございます。

第10条につきましては、事務局に関する規定でございます。

総合教育会議については、首長が召集することとなっていることから、事務局は原則として首長部局に置くこととなり、当町は総務部総務財政課を現在事務局とする案をお示ししておりますが、今後、総合教育会議における協議事項につきましては、多くが教育分野に関わる項目であると想定されますことから、教育に関するノウハウやスタッフが不足している状況、協議事項に迅速に対応するためにも、教育委員会学校教育所管課が事務局を行っている地方公共団体もあることから、地方自治法の規定に基づき、教育委員会事務局に委任又は補助執行させることも可能であることを踏まえ、関係部署で検討が必要と考えております。

第11条につきましては、補足に関する規定でございます。

以上で要項案の説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

#### ●事務局（総務部長）

案でございますけれども、七飯町総合教育会議運営要項、大体、全国的にこのような内容になっておりますけれども、この点につきましてご質問、ご意見等、ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、よろしいでしょうか。七飯町総合教育会議運営要項につきましては、本

日の会議で整いましたので、今後は要項に基づきまして、会議の運営を図ってまいります。

続いて（２）七飯町教育大綱の策定について、に入らせていただきます。

---

### 協議・調整事項

#### （２）七飯町教育大綱の策定について

---

##### ●説明員（総務財政課長）

さきほど、Q&Aの12番でも説明いたしました。地方公共団体において教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、首長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとされております。

七飯町においては、平成24年11月に七飯町教育振興基本計画が策定されておりますが、計画期間については、第4次七飯町総合計画、これは平成18年度から平成27年度までとなっておりますが、それを踏まえ、平成24年度から平成27年度までの4年間としております。残りが本年度の1年間となっております。

新たな、基本計画については、教育委員会において今年度中に策定されるものであり、現在の計画期間の考え方を踏襲するとなれば、第5次七飯町総合計画、これは平成28年度から平成37年度までの10年間になりますが、この計画期間となることから、同様の期間を前半と後半と別けて計画期間となるのではと推測いたします。

あくまで推測ですので、今後の教育委員会において教育振興基本計画が策定されません。

現段階において、七飯町教育振興基本計画の目標や施策の根本となる方針の部分を大綱と位置付けると町長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、今年度の1年だけの教育大綱の対象期間となります。

教育大綱の対象期間は、法律では定められていないことから、各地方公共団体の実情に応じて判断することになっておりますが、文部科学省通知では、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることを考慮すれば、4年ないし5年程度を想定しているということでございます。

他の地方公共団体の状況については、事案としてはまだ少ないですが、首長の任期に合わせた期間を対象期間としている例や教育振興基本計画の残年数を対象期間としている例もございました。

仮に、教育大綱を別に定める際は、七飯町教育振興基本計画を参酌し、計画の目標や施策の根本となる方針の部分を教育大綱とすることも可能なことから、そのまま明記したのが、先ほど、委員長が発言ありましたけれども、会議レジメの3ページから4ページにかけての七飯町教育大綱（素案）でございます。これは現在の七飯町教育振興基本計画から参酌したものでございます。

今後、策定されます七飯町教育振興基本計画、平成28年度からになると思いますが、において目標や施策の根本となる方針の部分が、現基本計画と大きく変わらない

とした場合においては、この素案の内容でも教育大綱としての位置づけることは可能でございます。

ただ、これは現段階での事務局の素案でございますので、これに縛られる何ものもございません。こういうことを踏まえましてこの点につきまして、協議・調整をいただき、七飯町教育大綱について決定していただければと思います。

ただ、本日の会議において結果を見出す時間が短ければ、改めて日程調整をさせていただきます、第2回目の総合教育会議を開催することも可能でございます。

ただ、4月1日より法律が施行していることから、早急に決定する必要があることだけはご理解願います。以上、説明を終わらせていただきます。

#### ●事務局（総務部長）

ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

#### ●町長

今、事務局の方からの説明で、地方公共団体において教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分を教育大綱とすることも可能だとの説明がありました。

現在の七飯町教育振興基本計画は、平成24年11月に策定されておりますが、当時、教育委員会においても協議された案件だと伺っており、策定過程においては、七飯町小中学校校長会、小学校及び中学校代表のPTA会長、教育関係団体役員の学識経験者など、広く町民の皆様へ策定委員をお願いし、策定された計画であります。

私は、教育の目標や施策の根本となる方針の部分は、短期間で変えることは望まし

い姿ではないと思っております。この計画年次が、平成27年度が最終年度であります。教育委員さんをはじめ校長会や関係団体の皆様の意見を集約した計画でありますので、大綱として位置付けることとしてはどうでしょうか。

また、新計画が策定された段階については、その時に大綱について、再度協議・調整してはどうかと思っております。以上でございます。

#### ●事務局（総務部長）

大綱の参考としまして3ページ、4ページ素案としてお示ししておりますが、皆さんに配布いたしました七飯町教育振興基本計画、これは当時35ページの委員長に社会教育委員長の服部先生をはじめ、PTA会長さんですとか、保育園の園長さんだが入った中で作られ、今年度1年限りで、今年度中に新しいものに作り直さなければならぬのですが、最初のご挨拶の時に鈴木委員長からもこの基本計画との整合性と言いますか、その辺がちょっと気になっているということで、その点など含め皆さんご意見等ございましたらいかがでしょうか。

#### ●委員（與田教育長）

基本的には、簡単に言うとこの計画が定められていれば大綱は作らなくても良いということ。

作られていない自治体、結構あります。そういうところは別途、大綱として作らなくてはいけない。うちはこの計画があるので、この抜粋じゃなくてこれをもって大綱とするということがこの会議の中で決まればOKですよ。ただ、基本的には現状としてはこれをもって大綱としますが、これは今年度でもって終了しますので27年度か

らということではなくて、27年度についてはこれをもって大綱とします。

28年度以降については、今年度、教育振興基本計画を見直しをかけますので、改めて計画は策定をさせていただきます。その時にこの計画をもって大綱とするのか、それともこの計画の上の、上位の考え方として大綱を定めるのか別途、教育委員会議中で協議をして改めて総合教育会議の中で話し合っただけという考え方でいかがでしょうかという提案でございます。

●事務局（総務部長）

委員の皆さん、いかがでしょうか。

●委員（山川委員）

それでよろしいと思います。

●事務局（総務部長）

今年度1年限りですけれども、この基本計画自体が大綱ということで、来年度以降につきましても、総合教育会議で協議・調整するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

それでは、決定いたしました。

続いて、(3) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等について、学校教育課長より説明をお願いします。

---

協議・調整事項

(3) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等について

---

●説明員（学校教育課長）

学校教育課長の松本です。座って説明させていただきます。

(3) の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等についてということでございます。この手引きにつきましては、平成27

年8月27日に文部科学省から少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、国の考え方が示されたものでございます。

この手引きは学校規模の適正化の背景と基本的な考え方、学校統廃合に関して注意すべき点、小規模校を存続させる場合の教育の充実、メリット、デメリットについて記載されてございます。

学校教育法施行規則では、47の6、6ページ、下の方に第41条で、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準と定め、ただし書きとして、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。と定められております。

この手引きの11ページから12ページをご覧いただきたいと思います。11ページから次のページにかけては学級数の考え方が記載されております。

1学年1学級規模の学校につきましては、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要があると記載されてございます。

1年生から6年生まで7学級から8学級では、全学年でクラス替えが出来ないことから、児童数の予測を踏まえて6学級の場合に準じて速やかな検討することとしております。

1年生から6年生まで9学級から11学級以下につきましても、教育上の課題を整理し児童数予測を加味して教育環境の在り方を検討することとしております。

七飯町内の小学校の状況につきましては、会議開始前に配布いたしました学校個別表という資料になります。1番上の大沼小学校ですけれども、4月1日現在、4月10日現在とございますけれども、4月10日



現在で全校児童数17人でございます。1学年から6学年、全てが在席しておりますけれどもご覧のとおり、4学年、5学年のところにアンダーラインが入っております。これにつきましては複式ということで行われているという表現になります。大沼小学校におきましては、全校で5学級ということになります。

軍川小学校でございます。全校児童数は18人で、1学年から6学年全てが在席しておりますけれども、1学年と2学年、それと3学年と4学年、それから5学年と6学年が複式で行われおりまして、全校で3学級となっております。

次に、東大沼小学校につきましては、全校児童数4人、在席学年が2学年と4学年、それと6学年となっております。2学年と4学年が複式で行われておりまして、全校で2学級となっております。

次に、峠下小学校につきましては、全校児童数25人で、1学年から6学年全てが在席しておりますけれども、1学年と2学年、3学年と4学年、5学年と6学年が複式で行われており、全校で3学級となっております。

次に、藤城小学校につきましては、全校児童数が104人で、1学年から6学年全てが在席しております。複式は行われておりませんが、全校で6学級となっております。

七重小学校におきましては、児童数はご覧のとおり544人ということで、各学年3クラス、全校で18学級となっております。

大中山小学校ですけれども、児童数644人、1学年と2学年が4クラスずつ、3

学年以上は各学年3クラス、合計20学級になっているところでございます。

七飯町内の状況につきましては以上ですけれども、文部科学省が示しております統廃合の検討を要する小学校といたしましては、鈴蘭谷分校を除く7校のうち大沼小学校、軍川小学校、東大沼小学校、峠下小学校、藤城小学校の5つの小学校になるというふうに考えます。

学校規模の適正規模、適正配置につきましては、学校が地域のコミュニティーとしての児童生徒の保護者ですとか就学前の子どもの保護者、地域住民の十分な理解と協力を得ながら、更に小規模校のメリット、デメリット、特徴のある学校経営ですとか十分議論する必要があり、議論しながら進めて行く必要があるのではと考えます。

今後、教育委員会議の中で議論していくことについて確認していただければというふうに思います。以上でございます。

#### ●事務局（総務部長）

学校教育課長より、適正規模、適正配置について、学校教育法の施行で小学校では12学級以上18学級を標準とするということでございます。

現状、七飯町内の小学校の学級数等を報告いただいたところでございますが、何かご意見や今後の進め方ですとか、ご意見がありましたら、よろしくお願いたします。

#### ●委員（與田教育長）

この統合の問題につきましては、3月の定例会にも大沼地域の学校の統合の問題について質問がありまして、私どもとして答弁しております。

答弁の内容は、今、学校教育課長がお話ししたとおりこの手引きが出ましたと。

手引きが出たことによって、統合をす  
かさないかに関わらず、1学年1学級以下  
の学校については速やかに検討をしなければ  
ならないと、ということになりましたので  
検討はさせていただきます。ただし、  
その結果として統合をしないという選択肢  
もあります。その結論につきましては、遅  
くとも平成30年度を目途に出していきたい  
ということと答弁をさせていただいてお  
ります。

平成30年度というのは、大中山小学校  
の改築が終わる年度をもってその結論を出  
したいということで、今、軍川小学校、大  
沼小学校の体育館の耐震性が無いという評  
価がありますので、もしそちらの方を改築  
するとなれば大中山小学校、七重小学校と  
一緒にやるということは財政的に非常に厳  
しいという問題もございますので、大中山  
小学校の改築を待ってそちらをやる。

統合ということになれば、それはどうい  
う統合の仕方をするんだというものを含め  
て、改めて30年度までに結論を出すこと  
になります。

そういう意味では、今はニュートラルな  
状態でこの議論を開始をするということ、  
この総合教育会議の中でご確認をいただ  
ければ、教育委員会の中で少し時間をかけ  
ながら慎重に、かつ丁寧にやっていき  
たいと考えております。以上でございます。

#### ●事務局（総務部長）

ただ今、教育長の方から統合については  
ゼロからスタートして、今後、教育委員  
会において、平成30年度には結論を出す  
方向でというご発言をいただきましたけ  
ども、委員さん、町長から何かござい  
ませんでしょうか。

#### ●委員（鈴木委員長）

この件について議論をするというのは分  
かりますが、議論をしなければならない場  
合というのは私たち教育委員会議だけで無  
いと思う。教育委員会議の議論の結果をも  
って、更にまた、それぞれの地域でも議  
論をしていかなければならないのではと思  
うので、特に地域住民の方々の考え方とい  
うか、感情問題とかそういったものがしこ  
りの残るような形でやったのでは、何のた  
めにやったのか分らなくなるくらいです  
から、なるべくそういったものが残らな  
いように、きちんとした理解がされて、何  
かの形に変えていくといったことを考  
えていかなければ、単純な議論にはなら  
ないかなあと思う。いろんな方便を考  
えながら、考えながらやっていって、心  
配事が起こらないような形で方針を示  
していかなければならないかなあと思  
う。以上です。

#### ●委員（與田教育長）

今、平成27年度でございますので、平  
成27年度、28年度、29年度、少なく  
てもこの3年度間かけて概ね方向性を  
出して、30年度に決定をします。

先ほど申し上げた慎重にかつ丁寧に  
ということは当然、地域それからこれ  
から学校に上がる子どもの保護者、今  
学校に通学している子どもの保護者等  
も含めて、その言葉の中に入ってくる  
ということでご理解を頂ければと思  
います。以上です。

#### ●委員（山川委員）

統廃合の事に関しては、廃止はとも  
かく最近保護者の皆さんからの動き  
が、以前に比べてより積極的になっ  
ていると思う。

私が住んでいる大沼地区でもやっ  
ぱり、今、まだ学校に行っていない  
ような子ども

をもっている親を仲介して、いろいろと動いているという例もありまして、そういった事も含めて考えると3年間を目途にという形でありますけれども、場合によっては周りの皆さんはもっと早くというような、願いが出てくるのかなあということもあります。

こちらから皆さんにお示しするというよりも、むしろ、子どもたちを持っている親の方からそういう願いが先行して出てくるような気がしますので、これに対応した動きしていただければと思います。

#### ●委員（関口委員）

山川さんがおっしゃった、最近では保護者の方ですね、随分、現役時代閉校する学校におりましたけれども、結局、保護者の方々が強烈に早く統合してほしいと。

私は、長男が中3、長女が中1の時に峠下中学校が七飯中学校に統合した。統合する計画する段階の10年くらい前から町から統合したいとの話があって、地域の方では当時大反対があって、どうしようもなく冷却期間をおいた。10年くらい経ってから再度町の方から統合したいとお話があり、結果的には反対の人もありましたがいいだろうという結論になって、統合になった。

今、峠下は人数が少しずつ少なくなってきており、よく集まると峠下小学校もいつか統合するのかなあという話があって、絶対残すということを言う人はいない。

その時の保護者の方々とか、その地域の高齢者といろいろ相談していくと、分からないけれども地域から学校が無くなったら当然寂しいし、しかし、世の中の流れに乗っていく事ははっきりしている。

かつては、反対運動を諤諤とやっていたが、そういう地域もないとは言えないけれども、かなりの部分で子どもたちの将来を、小規模校の良さだけでは、今、取り組んでおりますけれどもそれだけではハードルを越えられない。更に、何かというのがありますので、これ以上何をしてこの子どもたちにどうするか、余計な努力して、少なくとも他の学校もそうでしょうけれども、実績を上げております、それなりに子どもたちも育っているのです。

統合は仕方ないと、私は思っております。

#### ●委員（與田教育長）

統廃合の手引きが出ましたので、好む好まざるに関わらず、さっき言いました1学年1学級以下の学校については、その議論をしなければならぬということなので、先ほど申しあげました総合教育会議の中で議論を開始をするという確認をしていただければ、後は具体的には教育委員会を中心に等々、議論の熟仕方を考えながら皆様方と一緒に考えていきたい。よろしくお願ひします。

#### ●事務局（総務部長）

それでは、手引きを基に統合について、これから総合教育委員会の中で議論し始めるということによろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

それではよろしくお願ひします。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

その他、何かございますか。事務局からごさいませんが、各委員の皆様から何かごさいませんでしょうか。

（「よろしいです」という声あり）

それでは、最後に、町長から閉会のご挨拶をお願いいたします。

## ●町長

本日の総合教育会議に参加ありがとうございます。統廃合の問題が出ておりましたが、非常にデリケートな問題でありまして、私は、やはり地域が望まないものはやらないという主義でございますので、そこをどうやって話し合いをつけていくのか、手法というのでしょうか、地域の方々の意見を聞いて十分に柱が周知できればなあと思います。

それと、最初の方で山川委員さんから七飯らしさ、大変大事なことだと思っております。英語を話せる或いは七飯町は環境の良い町でありますので、環境を一生懸命学習するだとか、そういったものをつくりながら七飯らしさを、私は教育にお願いできればなあと思っております。

それと少子化問題もありますし、人口減少問題もありますが、今年の成人式272名だったのでしょうか、数年前にこんにちわ赤ちゃん事業でお米、絵本をあげるということで、保健師と保育士が主となっていた、その数が数年前200名の予算で積算されてきておりましたが、今年の予算150名です。そういう意味では20年前より半減しているというのが実情です。

それをどうやって増やしていくかというのが、私に課せられた大きな、大きな課題だろうというふうに思います。そのことを打ち破るためにも前段でご挨拶で申し上げましたとおり、教育委員会の協力が必要になってきますので是非お願い申し上げます。

最初に申し上げましたとおり、健やかな成長のために皆さんと一緒にやってまいりたいと思いますので、本当にありがとうございます。

---

## 閉会

---

## ●事務局（総務部長）

以上をもちまして、平成27年第1回七飯町総合教育会議を終了いたします。ご苦勞様でした。

午後4時23分 閉会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年 5 月12日

議 長      中 宮 安 一

委 員      鈴 木 清 二